

平成18年度における短期借入金の借換えについて

1. 法的根拠と手続き

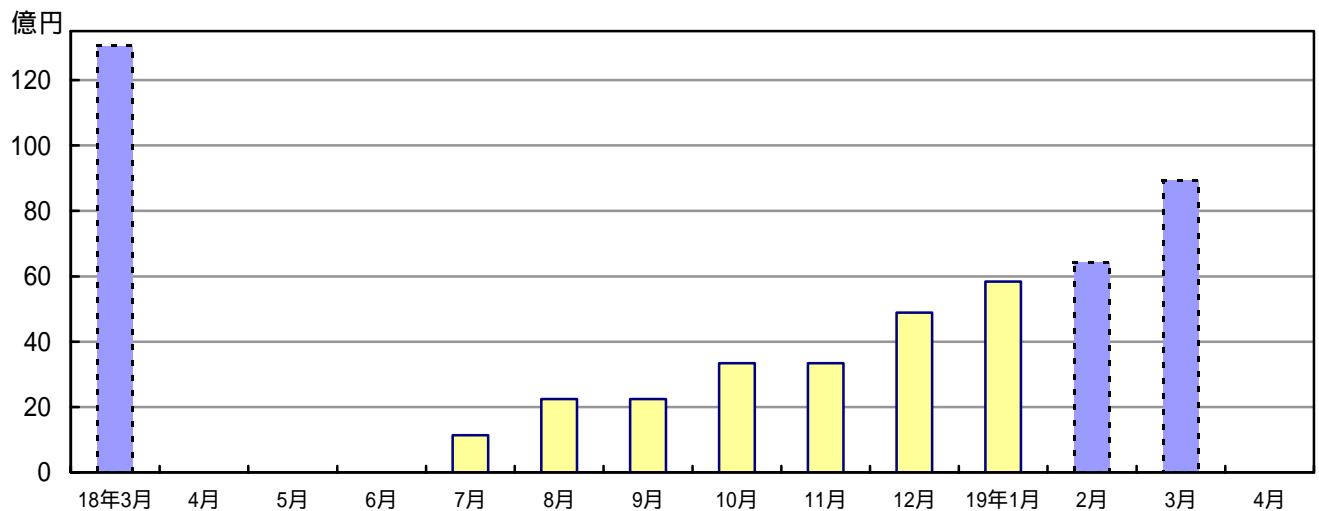
地方独立行政法人は、中期計画に掲げた短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入れすることができるが、この短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならないとされている（地方独立行政法人法第41条第1項・第2項）。

ただし、資金不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、設立団体の長の認可を受けて、これを借り換える（年度越えする）ことができる。（第41条第2項但書）

また、設立団体の長は、借換えの認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。（第41条第4項）

2. 大阪府立病院機構における短期借入金の状況

短期借入金残高の推移（18年3月～19年4月）



3. 短期借入金の借換え金額

借換えの見込額（＝平成18年度末短期借入見込額） 90億円

借換の時期 平成19年3月30日

【算定の考え方】

短期借入金残高（平成19年1月末現在）	58.4億円	
今後の資金不足見込額	31.2億円	
平成19年2～3月の受入資金	62.1億円	
” 支払資金	93.3億円	
平成18年度末短期借入見込額（＋）	89.6億円	90億円

（参考）中期計画で定める短期借入金の限度額 160億円